

12月定例会山脇議員の一般質問①



米原市民報

日本共産党米原市会議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党米原市会議員
藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

生活保護は国民の権利

12月定例会での山脇正孝議員の一般質問①です。2日目(12月7日)2番目の質問となり今回大項目1の「貧困の拡大と権利としての生活保護について」を掲載します。

山脇議員の一般質問

貧困の拡大と生活保護の権利

Q、まず第1に新型コロナウイルス禍で貧困の拡大が可視化された。コロナ特例貸付が大激増している。この貸付には返還免除や生活困窮者自立支援金の制度も設けられているが、これらの基準はほぼ生活保護基準とかわらない。しかし、このような状況で生活保護件数は増えていない。なぜなのか。

A、経済的に困窮者の支援については、基幹包括支援センターや社会福祉協議会において相談業務を行っており、困窮の要因などを丁寧に聞き取り、その状況に応じて自立の促進に向けた家計改善や就労のための訓練を行っています。困窮状態が長期化する場合については、更なる経済的支援として、生活困窮者自立支援金を支給するとともに生活保護制度につながるような今後の生活再建に向けた支援を行っています。

生活保護が伸びていない要因としては、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の基準が異なることや生活再建に向けた取組により就労に繋がったなど複合的な要因によるものと分析しています。

生活保護を増やせば「扶養会」は

Q、生活保護を利用しない原因では「扶養照会」があるからではないか。

A、扶養照会は生活保護法に定められている調査です。この調査は、生活保護が受けられるかどうかの要件には当たりませんが、援助の

有無についての調査確認をすることが必要となるため行うものです。

この扶養照会では、親族の存否を確認した上で、直接的な金銭援助や、生活支援や通院介助などの精神的な支援が受けられるかどうかを調査するほか、申請者との関係性についても確認するものです。

市としては、国の通知に基づいて要保護者の意思を尊重し、扶養が期待できると判断した者のみ扶養照会を行っており、扶養照会が保護の申請をためらわせることがないものと認識しています。

国の通知が「扶養会」を減らした

Q、扶養照会の実施件数はどうなっているのか。

A、本年の制度改正により扶養が期待できると判断される場合のみ扶養照会を実施することと変更されました。これを受け、2019年4月から2021年9月までの間に生活保護を申請された54件のうち、扶養照会した件数は15件でした。

「扶養会」は減ったが件

Q、照会した15件中支援が可能との回答は何件あったのか。

A、ゼロ件でした。

Q、このような状況で扶養

生活保護の申請は国民の権利です。

お困りの場合は お住まいの区役所保護課へご相談ください 札幌市 生活保護 後援

中央区保護課 電話 208-3274 白石区保護課 電話 661-2466 南区保護課 電話 882-4765
北區保護課 電話 737-2517 東区保護課 電話 825-2549 北区保護課 電話 641-6964
東区保護課 電話 741-2479 東区保護課 電話 822-2489 手稲区保護課 電話 681-2549
海部区保護課 電話 889-2488

作成：札幌市保健福祉局総務部保護課 自立支援課
〒060-0811 札幌市東区南一条1丁目1番1号 TEL:011-2392